平成２７年（フ）第１７７号
松江市山代町964番地１　第二山代団地１号棟１―101号
債務者　藤原　羊二
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５０号
大分県佐伯市蒲江大字西野浦2441番地
債務者　神崎　玲子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
山口市小郡御幸町７番23号　ファミーユ御幸Ａ棟、前住所神奈川県厚木市幸町10番14号
ファーストコート　１Ｃ
債務者　金野　大輔
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６６号
盛岡市下米内字大豆門２番地29
債務者　佐々木哲也
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３６７号
盛岡市下米内字大豆門２番地29
債務者　佐々木孝子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２号
群馬県太田市原宿町3579番地１
債務者　長島ミチ子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第３３５号
愛知県稲沢市朝府町７番１―703号
債務者　鈴川　浩司
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３３６号
愛知県稲沢市朝府町７番１―703号
債務者　鈴川　峰子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３３７号
愛知県稲沢市朝府町７番１―703号
債務者　鈴川　修
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３４７号
愛知県江南市村久野町寺東97番地
債務者　島川　記泰
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６８号
三重県多気郡大台町長ケ1026番地１、前住所三重県度会郡大紀町錦210番地２、（元住所）三重県松阪市駅部田町110―１　サンハイム政所105号室
債務者　鈴木静こと　東　　静
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１７７０号
福岡県太宰府市五条２丁目18番15―403号
債務者　渡邊　章子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８１３号
福岡市西区石丸１丁目25番27―106号
債務者　三尾　　綾
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８２４号
福岡市西区野方６丁目６番３号
債務者　八木　　雅
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８２９号
福岡市博多区住吉３―14―４　ピュアドーム博多501、住民票上の住所福岡県糸島市前原東３丁目１番21号
債務者　清原　知加
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８４２号
福岡県春日市白水ヶ丘５丁目14番地　マンション・ヒラリー405号
債務者　土谷　淳子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８５０号
福岡市博多区堅粕１丁目１番１―1301号
債務者　秋吉　隼人
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部